「この書面をよく読むべきこと」

株式会社リジェナー(以下「甲」という。)と受講者 (以下「乙」という。)

- 1. 甲は、乙に対し、本サービスの提供による一定の成果又は利益を保証するものではない。
- 2. 決済サービス「PayPal」を利用する場合は支払に要する手数料 (13,570円) 等の 費用は、すべて乙の負担とする。
- 3. 甲が本サービスに関連して制作した教材、リーディングチェックシート等の資料、画像、動画、プログラムコードその他の成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)その他の知的財産権は、すべて甲に帰属する。
- 4. 甲が提供する講義の録音又は録画を禁止する。
- 5. 甲が提供する教材、リーディングチェックシート等の全ての資料の複写、複製、データ化、配布、転送、転載その他本サービスの利用以外の目的での使用又は第三者への開示を禁止する(但し、リーディングチェックシートについては、本サービスを利用する目的で必要な範囲に限り複製することができる。)
- 6. 甲が提供する画像及び動画の複写、複製、保存、転載その他本サービスの利用以外の目的での使用又は第三者への開示を禁止する。
- 7. 他の受講生に対し、本サービスの受講契約の解約を促し、又は、本サービスと類似するサービスへの勧誘、働きかけ等を行うことを禁止する。
- 8. 乙が自ら又は第三者を通じて、本サービスと同一又は類似の事業を行い、又は、方法の如何を問わず当該事業に関与する行為を禁止する。

I F D リーダー養成講座 受 講 契 約 書

株式会社リジェナー(以下「甲」という。)と <u>(以下「乙」という。)</u>は、乙が甲の提供する講義「IFDリーダー養成講座」を受講するにあたり、本日、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (講座の受講)

甲は、乙に対し、次条以下の条件にて、腸内細菌叢の検査結果のリーディング(読解)に関する講義「IFDリーダー養成講座」(以下「本サービス」という。)を提供し、乙はこれを受講する。

第2条(本サービスの内容)

1 甲は、乙に対し、本サービスとして、次のとおり講義を提供する。

<u>申は、乙に対し、本サービスとして、次のとおり講義を提供する。</u>	
受講期間	受講開始日から2ヶ月間
受講時間・回数	講義1回あたり2時間、計7回
スケジュール	各講義のスケジュールは、別紙記載のとおり
受講方法	オンラインミーティングツール「zoom」その他甲の指定する方法 による集団講義
講義内容	【第1回】120分レクチャー 腸内細菌叢の検査結果のリーディングの基本に関する講義、指導 (主な内容) ・腸内細菌叢の検査について ・検査結果の説明 ・リーディングに必要な資料の説明
	【第2回】リーディングの基本 腸内細菌叢の検査結果のリーディングに関する解説(以下「リー ディング解説」という。)2件、及び、リーディングに関する課 題3件
	【第3回】から【第7回】まで リーディング解説2件、及び、リーディングに関する課題3件 なお、各課題は、次回期日までに、メール又はLINEその他甲の指
	定する方法で提出するものとする。
提供方法	各講義は、乙が次条第2項に基づき登録したメールアドレス又は LINEアカウント等に対し、講義の受講に必要なURLその他の情報 を送信する方法による
	講義内容に関する教材は、乙が次条第2項に基づき登録した住所への郵送、メールアドレス又はLINEアカウント等への送信、又は、画面表示その他甲所定の方法による

- 2 甲は、必要に応じ又はやむを得ない事情により、本サービスにつき講義又は教材の内容、各講義のスケジュール、提供方法等を変更することができる。この場合、甲は、乙に対し、速やかに変更内容を通知する。
- 3 本サービスの利用に必要なパソコン、インターネット通信設備及び通信回線その他の設備は、本サービスの提供開始前までに、乙が自らの費用負担で用意する。
- 4 甲は、乙に対し、本サービスの提供による一定の成果又は利益を保証するものではない。

第3条(受講条件等)

1 乙は、本サービスの利用にあたり、甲に対し、以下の受講条件を満たすことを誓約す

る。

- (1) パソコン及びインターネット通信設備を保有し、インターネットサービスを利用可能であること
- (2) 本サービスの提供を受けるために必要なパソコン操作に関する知識及び技術を有すること
- 2 乙は、本サービスを利用するにあたり、甲に対し、甲所定の方法により、氏名、住所、 電話番号、メールアドレス又はLINEアカウント等の連絡先、その他甲の指定する事項を 登録し、登録した事項に変更が生じた場合、甲に対し、直ちに変更内容を甲所定の方法 により通知する。
- 3 乙が前二項のいずれかに違反したことにより、本サービスの利用に関し何らかの損害又は不利益を被ったとしても、甲は一切の責任を負わないものとする。

第4条(対価)

1 本サービスの対価は、33万円(税込)とする。

【対価の内訳】

教材代 : 17万6000円(税込)

講義料金: 15万4000円(税込) (1回あたり2万2000円(税込)×7

回)

2 乙は、甲に対し、令和4年10月25日までに、前項の対価を、甲の指定する下記銀行 口座への振込み、又は、決済サービス「PayPal」の利用により一括で支払う。な お、支払に要する手数料(13,570円)等の費用は、すべて乙の負担とする。

【銀行口座の表示】

銀 行 名 みずほ銀行青山支店

種 類 普通

口座番号 3071012

口座名義 株式会社リジェナー

3 甲は、乙が前項の対価を全額支払わない場合、乙に対する本サービスの提供を停止する ことができる。この場合、甲は、乙に対し、既に受領した対価の一部を返金することを 要しない。

第5条(欠席、遅刻、早退)

- 1 乙が甲の提供する各講義を欠席し、又は、各講義に遅刻又は早退した場合でも、甲は、 乙に対し、当該講義の振り替え又は補講等を実施しないものとする。この場合、甲は、 乙に対し、対価の全部又は一部を返金することを要しない。
- 2 前項の場合、甲は、乙からメール又はLINEその他甲の指定する方法で申請があったときは、欠席、遅刻又は早退した講義の開催日から2日以内に限り、当該講義を録画した動画を甲所定の方法で提供する。

第6条(知的財産権等)

- 1 甲が本サービスに関連して制作した教材、リーディングチェックシート等の資料、画像、動画、プログラムコードその他の成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)その他の知的財産権は、すべて甲に帰属する。
- 2 甲は、乙に対し、第2条第1項に定める受講期間内に限り、前項の成果物を自らの学習 のために使用することを許諾する。
- 3 乙は、本条第1項の成果物に乙の氏名、肖像、発言(以下「氏名等」といいます。)が含まれる場合、甲が当該成果物を保存し、本サービス及び関連サービスの提供及び宣伝告知(第三者が管理・運営するメディアへの記事コンテンツの掲載等を含むが、これに限らない。)に利用するにあたり氏名等を使用することを、期間、地域、態様を限定することなく無条件で承諾し、甲に対し、何らの対価も請求しない。

第7条(秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、媒体の形式を問わず、本契約に関連して開示され又は知り得た相手方の一切の情報(甲が乙に対して提供する講義の内容、及び、講義で使用する教材、リーディングチェックシート等の全ての資料を含むが、これに限らない。以下「秘密情報」という。)について厳に秘密として保管し、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、また、第三者に開示(なお、ウェブサイト、ブログ、SNSその他インターネットサービス上で公開する行為を含むが、これに限らない。以下、同様とする。)してはならない。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し必要な範囲内に限り、開示ができる。
- 2 本条に基づく秘密保持義務は、次の各号に定める情報については適用されないものとする。
 - (1) 秘密情報の提供を受ける以前から公知であったか自らが所有していた情報
 - (2) 秘密情報の提供を受けた後に、自らの責に帰しえない事由により公知となった情報
 - (3) 秘密情報の提供を受けた前後を問わず、独自の開発により知得した情報
- (4) 秘密情報の提供を受けた後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに

適法に知得した情報

- 3 甲及び乙は、相手方が本条第1項に違反した場合、相手方に対し、違約金100万円及びこれを超える損害が生じた場合には当該損害の賠償を請求することができる。
- 4 甲及び乙は、相手方が本条第1項に違反して秘密情報を使用又は開示した場合、相手方に対し、当該行為の差止めを請求することができる。

第8条 (個人情報等の取扱い)

- 1 甲は、本契約の遂行過程で取得した個人情報を、以下の目的の範囲内で適正に取り扱うものとし、乙の同意無く利用目的の範囲を超えて利用しないものとする。
 - (1) 本人確認
 - (2) 本サービスの提供及び案内
 - (3) 本サービス及び関連サービスに係る情報(キャンペーン情報、アンケート等)の提供
 - (4) 本サービスに関する意見及び問い合わせの正確な把握及び対応、アンケート等の依頼
 - (5) 顧客動向の分析、サービス開発等の調査分析
 - (6) 災害等の緊急事態が発生した際の連絡及び対応
 - (7) 本サービスの対価の精算、遅延金等の回収
 - (8) その他前各号に付随する目的のため
- 2 甲は、以下に掲げる場合を除いては、乙の事前の同意を得ずに個人情報を第三者に委 託、提供又は共有しないものとする。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律第23条第1項に規定する制限がある場合
 - (2) 乙の本契約違反行為に対して法的な措置を含む必要な措置をとる場合
 - (3) 乙が希望するサービスを行なうために甲が業務を委託し又は業務提携をする法人及び 個人に対して開示する場合

第9条(禁止行為)

- 1 乙は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 甲が提供する講義の録音又は録画
- (2) 甲が提供する教材、リーディングチェックシート等の全ての資料の複写、複製、データ化、配布、転送、転載その他本サービスの利用以外の目的での使用又は第三者への開示(但し、リーディングチェックシートについては、本サービスを利用する目的で必要な範囲に限り複製することができる。)
- (3) 甲が提供する画像及び動画の複写、複製、保存、転載その他本サービスの利用以外の目的での使用又は第三者への開示
- (4) 他の受講生に対し、本サービスの受講契約の解約を促し、又は、本サービスと類似するサービスへの勧誘、働きかけ等を行うこと

- (5) 甲による本サービスの提供を妨害する行為、他の受講生、講師又はスタッフ等に危害 (有形無形を問わない。)を加える行為、その他甲の事業運営に支障を生じさせる行 為
- (6) 甲又は甲の関係者の名誉又は信用を傷つける行為その他法令に違反し又は公序良俗に 反する行為
- (7) 乙が自ら又は第三者を通じて、本サービスと同一又は類似の事業を行い、又は、方法の如何を問わず当該事業に関与する行為
- 2 甲は、乙が前項の禁止行為を行った場合、乙に対する本サービスの提供を停止すること ができる。
- 3 甲は、乙が本条第1項に違反した場合、乙に対し、違約金100万円及びこれを超える 損害が生じた場合には当該損害の賠償を請求することができる。なお、この場合、乙が 当該違反行為によって得た売上額を甲の損害額と推定する。
- 4 甲は、乙が本条第1項に違反した場合、乙に対し、当該行為の差止めを請求することが できる。

第10条(損害賠償・責任の範囲)

甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本契約に違反して相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対し、その損害の全て(弁護士費用及びその他実費を含む。)を賠償する。

第11条 (解除)

甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、相手方に対する事前の催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の定めに違反したとき
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、若しくは競売の申立てを受け、又は、受けることが明白であるとき
- (3) 破産、会社更生手続開始又は、民事再生手続開始その他これらに準ずる法定手続を自ら申し立て、又は、第三者から申し立てられたとき
- (4) 支払停止若しくは振り出した手形、小切手等が不渡りになったとき、又は、手形交換所から取引停止処分を受けたとき
- (5) 上記各号に準ずる場合

第12条(中途解約)

- 1 甲及び乙は、第2条第1項に定める受講期間中、やむを得ない事情がある場合に限り、 相手方に対し1週間前までに書面で解約を通知することで、本契約を解約することができる。
- 2 乙が前項に基づき本契約を解約した場合、甲は、乙に対し、既に受領した本サービスの対価を返還することを要しない。

第13条(権利譲渡等の制限)

甲及び乙は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡 し又は担保の目的に供することはできない。

第14条(存続条項)

本契約の規定のうち、第2条第4項、第3条第3項、第4条第3項、第6条各項、第7条各項、第8条各項、第9条各項、第10条、第12条第2項、第13条、本条、第15条及び第16条は、理由の如何を問わず本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第15条(誠実協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第16条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁 判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

(クーリングオフ規定)

1.本役務提供契約の申込みまたは役務提供契約の締結をした場合、本書面を受領した日から8日を経過するまでは、申込者は本契約を無条件解除することができる。

2.前項の規定に関わらず、当社が本契約の申込者に対し、契約の撤回を妨げ、または不実のことを告げ困惑させあるいは誤信への誘導を行い、威迫し本契約を締結させた場合も本契約締結日より8日を経過するまでは、申込者は本契約を無条件解除することができる。

3.クーリングオフ規定による申し込みの撤回を行う場合には書面若しくは電磁的方法にて行うものとする。電磁的方法で送信先: omura@regener.co.jp

起算点は申込者が本契約の撤回を証する書面を発した時より起算する。

4.クーリングオフによる本契約の撤回が行われた際、それまでにかかった見積もり等の費用は乙の負担とする。

以上のとおり本契約が成立したことを証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各 自1通を保有する。

契約締結担当者: 大村 佳子

年 月 日

甲 東京都港区青山2-2-15 ウィン青山942

TEL:03-6869-6135

事業者名:株式会社リジェナー

代表取締役 大村 佳子

乙 住所

氏名 印

印